

# 中小企業信用保険法第2条第5項第6号（取引金融機関の破綻）

小山市

## 1. 認定基準

申請日以前の1年以内に、破綻金融機関と金融取引がある場合に認定されます  
申請日現在は借入残高がゼロであっても、申請日以前の1年以内において破綻金融機関から借入残高があれば対象となります

なお、破綻金融機関の確認は中小企業庁ホームページの破綻金融機関リスト・6号適用リストをご参照ください

## 2. 提出書類

下記の書類を各1部ご提出ください

法人の場合	個人の場合
●認定申請書	●委任状
●破綻金融機関と金融取引があったことを証明する資料の写し （※貸付金残高証明書に限る）	
●許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る）	
●登記簿謄本の写し	●直近の確定申告書の写し （開業届、許認可証などでも可）

## 3. 認定申請書記載上の留意点

- ・認定申請書枠内の右肩の日付は「小山市への申請日」を記入してください
- ・その他、詳細については中小企業庁のホームページをご参照ください
- 【押印省略について】令和4年4月1日より
- ・認定申請書につきましては、以下の場合、押印を省略ができませんこととします  
（法人の場合）住所、法人名、代表者肩書・氏名を明記している  
（個人の場合）住所、氏名を明記している  
※委任状は従来どおり押印が必要です
- ・氏名は、苗字のみではなく、フルネームを記入してください
- ・押印がされていても受付いたします

## 4. 認定書の有効期間

発行日から30日間

## 5. 問い合わせ先

小山市商業観光課商業振興係（TEL 0285-22-9275）